

平成30年度第2回川崎市中央卸売市場開設運営協議会 議事録

1 開催日時 平成31年2月26日(水)午後1時00分から午後2時23分まで

2 開催場所 川崎市地方卸売市場南部市場3F第1会議室

3 出席者

(委員)

高柳長直 会長(東京農業大学教授)、中川雄二 副会長(東京海洋大学大学院教授)、重富貴子(公益財団法人流通経済研究所主任研究員)、佐藤義勝(東一川崎中央青果株式会社取締役会長)、山田信人(横浜丸魚株式会社川崎北部支社長)、梶稔(セラサ川崎農業協同組合代表理事副組合長)、松井よし子(消費者代表、元川崎市消費者の会会長)、古谷欣治(川崎市全町内会連合会会計監査)

(幹事)

増田宏之(中央卸売市場北部市場長)

(書記)

鈴木雄二(中央卸売市場北部市場管理課長)、池田昌弘(中央卸売市場北部市場業務課長)

4 議事

(1) 改訂卸売市場経営プラン(素案)について 資料1～3

5 その他

傍聴人 1名

公開有無 有

【審議経過】

司会：経済労働局中央卸売市場北部市場管理課長 鈴木

鈴木書記 本日は大変お忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日進行を務めさせていただきます北部市場管理課長の鈴木と申します。よろしくお願ひ致します。最初に、北部市場長の増田より御挨拶申し上げます。

増田幹事 北部市場長の増田でございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、北部市場の関係の方が多い中、南部市場での開催となりまして、皆さまに御足労をいただきまして大変恐縮に存じます。委員の皆さまには、日ごろから本市市場運営に関しまして、多大なる御理解と御支援

をいただいております。この場をお借りして厚く御礼を申し上げたいと思っております。この協議会は、本市の業務条例に位置付けられた川崎市の附属機関でございます。必要に応じて市場の管理・運営に関して調査・審議をいただく場でございます。例年2回ほど開催しているところでございます。本日につきましては、昨年8月に開催しました第1回の協議会において御確認いただいた市場経営プランの改訂について、素案がまとまりましたので、その報告をさせていただきたいと思っております。本日は御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

鈴木書記　それでは、会議の公開について先に説明させていただきます。会議の公開に関する注意事項でございますが、この会議は公開を前提としておりまして、会議の傍聴ならびに議事録による公開をいたします。皆様には御了承いただきますよう、お願い申し上げます。また、議事録作成のため、会議内容を録音させていただきますので、併せて御了承願います。

本日、一名の傍聴の方がいらっしゃいますが、傍聴席に配布しております順守事項をお読みいただき、順守いただくようお願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。

まず次第がございまして、座席表、委員名簿、幹事及び書記名簿。

資料1、改訂卸売市場経営プラン 素案（概要）

資料2、改訂卸売市場経営プラン 素案

資料3、卸売市場法改正に伴う業務条例の取引ルール等の改正について

以上でございますが、不足等ありましたらお知らせ願います。

それでは議事に入ります前に、本協議会の会長であります高柳会長から御挨拶いただきます。よろしくお願いいたします。

高柳会長　皆さまこんにちは、高柳でございます。今日は、先ほどお話がありましたとおり、経営プランの改訂についての議論をさせていただくこととなっております。これは、卸売市場法の改正に基づいて行うということでございます。卸売市場法については、これまで何度も改正されてきた歴史がありますが、これには2つの意味があると思っています。一つは、時代の流れに応じてそれに合わせた法律を改正して、より円滑な取引が出来るような形にすること。もう一つは、恐らく農林水産省などは最終的なゴールをおぼろげながら認識しているのではないかと思います。大きく改正をすると既存事業者や関係機関に多大な影響があるということで、徐々に改定されてきました。ただ、その改定内容は基本的には規制緩和・自由化という流れで来たかと思っております。今回の法律の改正については、そ

ういう状況の中でも、特に大きな改正となっており、今までの経営プランでは対応できないということで、学識3名の先生を中心に、また場内の事業者や関係機関からヒアリングし、まとめていただいた内容かと思えます。多くの課題もあるかと思えますが、円滑な議事進行に務めていきますので、どうぞよろしく願います。

鈴木書記 ありがとうございます。この後の議事につきましては、規定に基づき、高柳会長の議長でお願いしたいと存じます。

なお、本日は委員の皆さまの総数11名中、8名の御出席をいただいております。規則の定数である半数以上となっておりますので、本協議会は成立しています。

それでは、高柳会長お願いいたします。

高柳会長 それでは、ただいまから平成30年度第2回川崎市中央卸売市場開設運営協議会を始めさせていただきます。お手元の次第を御覧いただきたいと思えますが、議事は一点のみとなっております。「改訂卸売市場経営プラン（素案）について」、事務局から説明をお願いします。

鈴木書記 それでは説明させていただきます。A3の資料1を御覧ください。今回の経営プランの改訂にあたりましては、先ほど高柳会長からもお話がありましたように、事業者の方から御意見をいただくとともに、この開設運営協議会の部会として学識の委員で構成する部会を設け、議論をいただきながらとりまとめをしてきたところでございます。

資料の説明でございますが、左上「川崎市卸売市場経営プランの改訂にあたって」ですが、この項目は、今回の法改正を受けて経営プランを改訂しなければならなかった経過等を述べております。ポイントとしまして、「3 改正卸売市場法の内容と卸売市場機能についての検討」というところがございます。今回の改正法が「卸売市場を含めた食品流通という視点への転換」をするような内容であったこと、また「開設者の民間事業者への開放及び開設区域の廃止」といった非常に大きな改正であったことから、市場のあり方・開設主体について改めて見直す必要性があったというように、市の方では認識をしております。では、その結果としてどのような結論に至ったか、下段に記載のとおり「市内に卸売市場（食品物流拠点）は必要」という結論に至ったところです。その理由として2点あげておりまして、1点目として食の安定供給のための社会インフラとして必要だということ、災害時・非常時のライフラインとして必要だということ。もう1点としては、今後社会環境の変化や情報通信技術の発達などにより、取引の形態が変化していくことが想定されますが、物・食品を動かすための物流拠点機

能の必要性は引き続き変わらないだろうと想定し、市内に卸売市場は必要だという結論に至ったところでございます。

この結論から、では市場を取り巻く環境がどういう状況なのか、またその中で川崎市の現状と課題、課題解決のためにどういう方向性で臨むのか、その方向性を実現するためにどういった施策を組み立てるのかといった内容でとりまとめをしております。

それでは、「Ⅱ 卸売市場を取り巻く環境の変化」についてです。「1 社会の動向」として、人口減少と高齢化が進んできており、食品需要や自治体の税収の減少が今後予想されております。「2 流通の動向」として、市場法の改正により取引ルールの改正や、それにより市場運営の自由度が向上した点が大きなポイントだと認識しております。「3 消費者の動向」として、1人当たりの生鮮食料品の消費量が減少傾向にあり、それに対して食の外部化率が逆に増加してきている状況です。また、カット加工や安全安心への要請といった意識の高まりが段々と顕著になってきております。「4 小売業の動向」として、専門小売店が減少する一方で、量販店等が大型化し存在感を増してきているところです。

「5 その他の動向」として、環境負荷の低減や災害時の対応、また食育といったような卸売市場からすると通常の流通機能・本来の機能ということではなく、社会的機能・社会的要請への対応が必要となってきております。

それに対しまして「Ⅲ 川崎市卸売市場の現状と課題」でございまして。「1 取扱金額の推移」としては、長期的に見ると全体的に低下傾向でございまして。「2 場内事業者の状況分析」としましては、低温管理や加工、パッケージングといったことへのニーズがあり、対応が求められています。また仲卸業者さんの経営収支が悪化傾向にあり、また後継者不足が顕著になってきております。「3 市場運営の状況分析」としては、北部市場は使用料及び手数料では歳出を賄えない財務構造となっております。また市場運営の効率化は引き続き必要でございまして、それ以外にも従来の卸売市場運営とは異なる取組の模索が必要な状況だと認識しております。「4 競合市場との比較」としては、特定市場への流通が集中している傾向であることと、市場間競争という視点から広域連携物流という視点への転換が必要な時期に来ているのではないかと認識しております。それを踏まえて、「5 川崎市卸売市場の課題整理」として4点あげており、1点目は多様化するニーズへの対応として、低温化や加工といった機能への対応が必要なこと。2点目の市場の社会的役割の発揮としては、環境負荷低減等の社会的要請に対応していく必要があること。3点目の市場経営の健全化としては、市場会計の健全化及び民活導入を図り効率化することが必要であること。4点目の改正市場法への対応としては、規制緩和を踏まえた自由度の高い市場運営の実現など、これらが課題であると認識しております。

これらについてどのように解決していくのか、「Ⅳ 川崎市卸売市場の基本方向」として、まず、川崎市卸売市場の強みとして、北部・南部ともに立地的な優位性があるということと、今後の卸売市場の展望として、食品の物流拠点としてはその必要性は今後も変わらないだろうということを踏まえ、川崎市卸売市場の将来ビジョンとして3点にまとめております。まず1点目としては、最小限の公の経費負担により、安全安心な生鮮食料品を市民に安定的に供給し続けているという姿を想定します。2点目として、首都圏全体の生活を支えるインフラとして、近隣都市と連携しながら運営がなされているということ。3点目としては、災害時の災害対応拠点としてもきちんと機能し続けていくこと。この3点について、将来的にもこの機能を維持していくことを想定しております。南部北部それぞれのビジョンとしましては、北部については「首都圏における広域的食品流通の拠点」として、南部については「地域密着型食品流通の拠点」として、改めて再整理をしたところ。そして、このビジョンを実現させるための取組手法につきましては、まず運営については、社会環境の変化等への迅速・的確な対応を可能とする柔軟な体制が必要ということと、施設整備につきましては、長寿命化の考え方を踏まえつつ、全体的な機能更新に向けて効率的・効果的な整備手法を引き続き検討していく必要があると考えております。

これら基本方向を実現するため、「Ⅴ 川崎市における卸売市場の施策の方向性と今後の取組」として4点にまとめております。「(1) 消費者ニーズに合った商品を安定供給するための基本機能の強化」として、主要施策として市場全体の機能配置や場内物流体制の強化、コールドチェーンシステムの確保が必要だと考えております。ただし留意点として、長寿命化方針を踏まえつつ、全体的な機能更新に向けて最も効率的・効果的な整備手法を検討していくこととしております。「(2) 市場に求められる社会的機能の発揮」として、食文化の継承・発展や非常時における市場機能の維持については、引き続き行っていきたいと考えております。「(3) 効率的な機能維持手法の確保」につきましては、開設者による経営改善指導の適切な実施や、市場経営の効率化と市場会計の健全化に向けた検討を引き続き行っていきます。留意点として、当面は、北部は市直営、南部は指定管理の現行体制を維持していききたいと考えております。「(4) 規制緩和を生かした自由度の高い取組の実施」は、現行の経営プランとは別に新たに設けた項目です。主要施策として、新たな取引ルールの策定と公表や、市民に親しまれる市場化といった新たな機能の導入について検討していききたいと考えております。留意点として、その他の取引ルールにつきましては、原則自由化の考え方で今のところ検討を進めているところです。

最後の「Ⅵ 今後の推進に向けて」、「1 計画の推進体制」については、場内事業者の皆さまと連携体制を構築しながら推進してまいります。「2 計画の進捗

管理」は、開設運営協議会が行うと記載しておりますが、本協議会で説明・報告を行うことで進捗管理とさせていただきたいと考えております。「3 成果指標」につきましては、指標として取扱量を設定します。この3点については、現行のプランでもこのようにしておりますので、引き続き継続させていただきたいと考えております。

2枚目をご覧ください。経営プランの体系図を示しております。主なところは従来通りとしておりますが、施策の方向性の「(4) 規制緩和を活かした自由度の高い取組の実施」という項目を設け、ここに「s) 新たな取引ルールの策定と公表」と「t) 市民に親しまれる市場化等、新規機能の導入の推進」を新たに設定させていただいております。

このような形で素案としてまとめたところがございます。また、取引ルールについては検討している最中ですが、その経過・状況について、業務課長から説明させていただきます。

池田書記 それでは取引ルール改正の検討状況について、資料3と別紙に基づいてご説明させていただきます。改正市場法では、北部市場が中央卸売市場として認定されるために行う申請の際には、市場ごとに取引ルール等を定めて申請することとなっております。そのルールを定めるにあたっては関係者の方々の意見を踏まえ、また市場の実情に応じて設定することとなっております。条例改正に向けて、場内業者の皆さまと意見交換を行ってききましたのでその状況を説明いたします。

まず「1. 改正卸売市場法での取引ルール」は大きく2つに区分されており、「(1) 共通の取引ルール」は必須のルールであり、どこの市場でも取り入れなければいけないことになっており、「①売買取引の方法の公表」から「⑥取引結果の公表」までが決まっています。これは基本的な規定であり、公正な取引を担保するための規定として必須のルールとして定められています。「(2) その他の取引ルール」が今回決める中心となる任意のルールとなっており、「①商物分離」から「④卸売業者の自己買受け」までが提示されております。

「その他の取引ルール」については、別紙で図解しております。場内業者の方々にはよく御存じかと思いますが、簡単に説明いたします。上部には卸売市場を経由した取引の流れを記載しております。出荷者から市場を経由して小売・消費者への流れが、今の市場法の前提となっているルールです。その中で4つ禁止事項の規定があります。「1 商物一致の原則」は、卸売業者は市場内にある生鮮食料品等以外の卸売をしてはいけないということで、商流と物流を一致させなければいけないという決まりがあります。「2 第三者販売の原則禁止」は、卸売業者は市場内の仲卸業者及び売買参加者以外に卸売をしてはならないという

規定です。「3 直荷引きの原則禁止」は、仲卸業者は、市場内の卸売業者以外から買い入れて販売してはならない。「4 卸売の相手方としての買受けの禁止」は、卸売業者は業務許可に係る生鮮食料品等を卸売の相手方として買い受けてはならないというもので、以上4つの原則禁止規定があります。国の方では一律禁止をせずに、市場ごとに関係者に意見を聞きながら決めることとなっており、任意の取引ルールとして提示されています。もし、引き続き禁止としてルールを定めるのであれば、その理由もあわせて提示しなければならないとされています。

これらを決めていく上で、「2. 場内事業者へのヒアリング」を行いました。これは、プラン改訂に向けたヒアリングの中で、昨年9月～10月の間に実施し、その中であわせて取引ルールについても意見を伺ったところです。ヒアリングの主な意見として、「取引の完全自由化を望む」や「従前のルール維持を求める」など、それぞれの業務に応じて様々な意見をいただきました。

次のページを御覧ください。卸売市場法改正の趣旨、取引実態、場内事業者とのヒアリングや近隣他市場の検討状況を踏まえて、本市卸売市場におけるその他取引ルールの方向性（案）をとりまとめました。そして本年1月に南北市場の部門ごとに取引連絡会議を開催しました。「その他取引ルールの方向性（案）」ですが、取引ルールの原則自由化を推進するという方向性を案としてまとめています。理由として3点あげておりますが、1点目は、法改正の趣旨を踏まえて食品流通の多様化で実態に合わなくなった一律の取引規制を廃止するということ。2点目は、現状でも例外取引として、申請いただいたものをほぼ認めている状況であり、実質自由化されているとあってよい状態であることから、変化はほぼ無いということ。3点目は、近隣市場との競争を考えた場合、規制の多い市場は敬遠される懸念があるということ。このような3点から原則自由化を推進するという方向性を掲げております。

ページ下の「取引ルール毎の方向性及び理由」については、先ほどの4つのルールごとに原則自由か禁止かと理由を記載しております。①商物分離、②第三者販売、③直荷引きは原則自由としまして、④卸売業者の自己買受けにつきましては原則禁止ということで1月の取引連絡会議をいたしました。自己買受けを原則禁止とした理由としては、価格操作、循環取引等の公正な取引を欠く恐れがあるのではないかと考えからで、特例として認める方向で如何かということで意見を伺いました。

その次のページに取引連絡会議で伺った主な意見を記載しております。「商物分離」では、市場に物が来ないことが懸念されるがどうか、という点では「市場への流通量に影響はあるかと思うが、配送コスト等の効率性を考えると、これまでどおり相当量の荷物は市場を経由するはず。」との御意見をいただきました。

「卸売業者の第三者販売」については、「仲卸にとって不利益があり、欲しい荷物が流れてしまう、誰にどの位売っているか疑念がある。」や、反対に「仲卸も割り切って、これをチャンスとして捉えて、自らのネットワークを広げれば卸売業者より安く良いものを仕入れることは可能だ。」といった前向きな意見もいただきました。「仲卸業者の直荷引き」は、「直荷引き申告の厳格化は必要」との意見をいただいています。原則禁止として話をした「卸売業者の自己買受け」については、想定していた反応と違い、「受託品が残品になった場合、卸が買受けることは必要だと思う。一番困るのは、知らない間に自己買受けされる場合なので、そこだけはしっかりしてもらえれば良い。」といった仲卸の意見や、「悪質な行いがあれば、産地から信用を失って荷が集まらなくなるので、あえて禁止としなくても良いのでは」という意見もあった一方、「原則禁止は大事なことである。あまり自由であると産地から信用を失ってしまう。」と、どちらかという原則自由の方向性で意見をいただいたが、原則禁止についても一部卸からは意見がありました。

これらを踏まえて、ページ下部にどうしていくかを述べています。取引連絡会議では、卸売業者の自己買受けを含め、概ね自由化の方向で意見交換が行われましたが、ノーチェックで取引されてしまうことには不安があるという意見もありました。それを受けて、卸売業者の自己買受けについても原則禁止ではなく原則自由としたうえで、商物分離、第三者販売、直荷引きを含めて実績報告（今は事前承認の形式をとっている）を求める必要があるという考えに立ちました。

これはまだ開設者側でまとめた考えであり、方向性を修正したうえで、再度取引連絡会議などの会議を各部門ごとではなく、全部門合同で打ち合わせをさせていただき、統一ルールのすり合わせを行っていきたいと考えております。意見交換は3月上旬から中旬くらいにかけて実施したいと考えております。その後の条例制定までの流れのイメージは、意見交換会を3月上中旬に実施した後、条例改正の方針案を固め、再度5月下旬あたりに本開設運営協議会で諮りたいと考えております。運営協議会での審議を得た後に、パブリックコメントを6月中旬～7月中旬くらいに行いたいと考えており、最終的な条例案を9月議会で審議いただくスケジュールで考えております。現状報告は以上でございます。

高柳会長 ありがとうございます。最初に確認させていただきたい点がありますが、今回この経営プランは素案となっておりますが、次回の開設運営協議会で本案が出るということでしょうか。

鈴木書記 はい。全体のスケジュールを御説明せずに申し訳ありませんでした。この素案をもってパブリックコメントにかけたいと考えております。市民の皆さまから

広く意見をいただき、そこでいただいた意見を基に修正を行い、最終案として次の開設運営協議会でお諮りしたいと考えております。

高柳会長 はい、ありがとうございました。それでは、経営プランの概要版（素案）の資料1を始めに説明いただきましたが、ここで特に御審議いただきたいこととして、「V 川崎市における卸売市場の施策の方向性と今後の取組」で（1）から（3）は従来の経営プランどおりですが、「（4）規制緩和を活かした自由度の高い取組の実施」は、市場法の改正に伴って追加したのになります。その施策として、「新たな取引ルールの策定と公表」と「市民に親しまれる市場化等、新規機能の導入の推進」の2点が新たに加えられています。取引ルールについては、後程議論することとして、まず、「市民に親しまれる市場化」や、あるいはそれ以外の現行の部分について、御意見や御質問はありますでしょうか。

中川副会長 今、説明を聞いていたときに、言葉の問題で大したところではないが、資料1の左上のところに「市内に卸売市場（食品物流拠点）は必要」と記載されており、この中にもいくつか書かれている。「食品物流拠点」というときは商物分離を前提として考えれば「物流拠点」だと思うが、商物未分離の状態のときは「流通拠点」とあると言える。これはプランとして、商物分離を前提として考えているのかと受け取られかねない。説明を聞いていると、商物分離は原則自由だが、どうするかは業者次第。そうすると「食品物流」と、あえて食品の物流機能だけに機能を限定しており、それは市内には必要であるが、では「商流はいらないのか」となりかねない。これは「流通拠点」の間違いではないかと思うが、如何か。

鈴木書記 「商流はいらない」とは考えておりません。そういう意味では言葉が足りないかもしれませんが、市場として商流だけを考えるとこの場である必要性が必ずしも無い可能性の方が高いと思います。

中川副会長 商流を云々言っているのではなく、商流と物流を合わせたのが、食品の「流通」であって、ここであえて食品の「物流」ということを強調するその心はということになってしまう。表現上として、今からずっと残っていくプランとして、好ましいかどうかということ。物流としてあえて機能を限定して言う以上は、そこに何か狙いや目的があるのではと勘繰られかねない。今のところ開設者としても場内業者としても、商物分離をどうするかが戦略的に決まったわけでも無いので、あくまで一般論として話を進めているのであれば、「食品流通拠点」で良いのではないかということ。あえて物流にする必要があるのなら、それは物流として掲げなければいけないだろうが。あくまでも「流通」というのは、物流と商流

と情報流と、それに金融をあわせた4つの流れが一つにまとまって「流通」という表現が出来てくる訳であって、それをあえて物流だけに特化させることには何か狙いがあるのではと言われかねない。これは言葉の問題。本質的にそういうことを考えていないと思うが、パブリックコメントを出した時点で、何故物流なのかと聞かれそうな気がするので、今訂正が出来るのであれば、直しておいた方が良いかもしれないという提案です。

鈴木書記　こちらの思いとしては、仰っているように、商流については今後色々変化があるだろうと考えております。ただし、取引そのものが変化したとしても結果的に物が動くということが変わらないとすると、物が動く拠点は必ず必要になる。その拠点が川崎市内にあるということが、川崎市にとってメリットがあるだろうということでこのような表現をしております。それが、「物流」という表現か、「流通」という表現か、どちらが正しいかは考える必要があると思いますが、こちらで思っている意図としてはそのようなことで書いております。

中川副会長　うちの先生達の話・理屈を思い出す。世の中の流通は物流しかいないということやうちの大学の先生が仰ることがある。取引で所有権の移転が決まらなければ物は実際に動かない。それが分離していようと一緒であろうと、基本はそう。所有権の移転という決済が行われて、初めて物が動くわけで、そこからスタートする。これは、あくまで流通論の基本。物流という話をすると、物が動いていく話になるが、決済が行われずに物が動くことは、盗人行為の類としか思えない。これは表現の問題で、あえて拘らないが、どう見ても文脈からすると「食品流通拠点」としか取れない。直せるようなら直してもらいたいし、直せないなら仕方がない。

高柳会長　ありがとうございます。今のところ、資料2の素案の7ページの概念図を見ると、これはどちらかという商流をイメージしている絵の気がする。ですので、副会長が仰ったように、「物流」が商流を含めた「流通」かというところは検討いただき、また本編のところで改めて御審議いただければと思います。

他に如何でしょうか。

今回、新しい提示として「市民に親しまれる市場化」という施策が入っていますが、このあたり重富委員、流通専門のお立場から、市民に親しまれる卸売市場について、最近の動向などをお聞かせいただけますか。

重富委員　市民に親しまれるという要素は、いくつかの意味合いが含まれていると思います。まず市民がその存在を認知していること。認知したうえで、機能を理解し

て、評価をするという段階があります。何が行われているか、当たり前のことだ
が知ってもらい、それが自分たちの生活にとって必要なものか理解・評価をして
もらうことが必要だと思っています。また、市場としての基本的な機能はもちろん
あるが、世界的にも「SDGs（持続可能な開発目標）」などの要素が非常に
重要視されるようになってきており、そういう世界的にも当たり前のこと、それ
から取引・商業活動で当たり前のことをきちんと踏まえたうえで、川崎市として
の独自の魅力や強みを出していき、皆さんの生活にもプラスになるということが
重要。そういう観点からも、色々なイベントやプロモーション、市民との交流
といったことを設計できていくのではと思います。

高柳会長 ありがとうございます。市民の卸売市場に対する認知や、それについてどう評
価しているかということですが、松井委員、どうでしょうか。

松井委員 市民がどれほど知っているか。まず知ってもらわなければ、使ってもらえない
ということですね。北部市場の近くにも大型スーパー、新百合ヶ丘にもあります。
だから、食料品は得られるが、大型スーパーでは得られない食品関係の情報提供
やイベントとか、そういう取組をしたら良いと思う。セレスモス・農協でも料理
教室をしているが、市場では魚の捌き方とか、そういう消費者が関心を持つよう
な、セレスモスで出来ないようなこと。それから市場で売っている素材を使った
料理教室とかをやったら良いのではないか。何しろ来てもらわないと進まない
ので、まず北部市場にこういうのがある、こういうことをしているという情報を
提供したら良いと思う。宮前区在住の人に、市場に行っているか聞いてみたが、
「妻は利用しているようだが、知らない・使わない人が多い」ということだった。
また、これから高齢者が増加していく。「施設の整備」と書かれているが、そ
の際にバリアフリー化して、ハンディのある方にも対応できるような、そういう
施設になると良いと思う。誰でも利用できる、車椅子でもベビーカーを押しても
入れるような、「市民に親しまれる」というのは、誰でも使えるような施設であ
れば良いなと思っている。

池田書記 「魚の捌き方教室があれば良い」との意見をいただきましたが、PR不足かも
しれませんが、魚の捌き方教室は仲卸組合に協力をいただいて実施しています。
まだまだPRが足りないという反省点です。また、食育は青果卸に協力していただ
き、時節にあった野菜の説明などを行っています。市民の方々にも公募してい
ますが、PRが足りていないということだと思います。プランの中にも、食文化
の継承・発展とありますので、開設者としてもPRに力を入れていく必要がある
と意見をお伺いして感じていました。

松井委員 北部市場は、宮前に近い？

池田書記 駅は宮前平駅、たまプラーザ駅。たまプラーザだと横浜市。横浜との境、市場の背中が横浜市。

松井委員 行きにくいかもしれない。

池田書記 そういう交通の便が悪い点もある。

松井委員 ただ、あの辺りは町会がしっかりしている。かなり活発な町会もあるので、そういう町会など地域住民を巻き込んで意見をいただければ良いと思う。

梶委員 今仰ったように、やっているが中々伝わらない。我々ともタイアップ・連携をしながら、集客の幅を広げるとかの取組は今後できると思う。市民に親しまれる市場化は、今までは少なかったが今後こういったことを広くやっっていこうということで書かれていることと思います。前回は意見が出たと思いますが、施設も老朽化していることがあると思いますので、それも含めて行きたくなるような市場を構築することが、より親しまれる市場になるということだと思います。

池田書記 あとは、卸売業務をやりつつ、どう両立させるか。本業に影響を与えることはいけないことなので、影響を与えないようにどう両立させるか考えていかなくてはいけないと思っている。

松井委員 市場の見学はできるのか。

池田書記 見学の受入もしています。

松井委員 そしたら、見学コースを作って、市民とタイアップして、どこか行くときに一緒に北部市場を回ってもらえば、よりよく知ることができる。

佐藤委員 見学コース（通路）は作ってあります。色々話が出ましたが、北部市場は市民にとっては不便。35年以上経っても、まだこういった話をしている。やっぱりお年寄りが増えてきており、遠くに行くことが不便になる。アクセスは、産地から見ると良いが、市民の足としては良いと言えない。区民祭をやっていたときには地域の方に来てもらっていた。ただ、北部市場は一般市民がいつ来ても入れる

ようになっている。これは珍しい市場です。そこまで開放されているのにまだこういう意見が出るのは、市に問題があるのか、市民が北部市場が遠いと諦めているのか。我々にとっては、市民が増えると仕事がしにくくなるということもある。電車やバスで来てもらえれば良いが、自家用車で来られると、駐車場に限界がある。本業として買い出しする人は車で来るので、そういった人たちの駐車場を確保しながら、市民の皆さんの駐車場を確保しなければいけないとなると場所的に厳しい。いつ来ても解放されているので是非来ていただきたいが、内々としては申し上げたような心配もある。

中川副会長 この話は、施設整備と一体となって議論を進めないといけない。築地も同じ問題を抱えていた。人が無秩序に流れ、取引行為まで妨げていた。そのため、豊洲が出来てからは、見学コースと取引の流れを分離した形になった。だから、どういふ施設整備を進めていくかという議論の中で、市民との交流・接点をどう組み込むかを設計の時点で考えてもらわないといけないと思う。

佐藤委員 そのとおりで、北部市場が出来たのが約40年くらい前ですから、その時に考えられていたのは、バッチのある人（登録した業者）しか入れないということ。そういう時代に設計された市場なので、今これだけ自由に入れるというのが不思議なくらい。いま仰られた様に、市民との交流などを想定して市場づくりをこれからやらなければいけない感じがする。今は、後付けになっている。

高柳会長 市民に親しまれるというのは、一つは、市民に卸売市場・公設市場が市の施設として機能していることを広く知ってもらい理解してもらうこと。もう一つは、更に一步踏み込んで、市民に親しまれることで新たなビジネスチャンスを見出して、市場の活性化をしていこうという意味が含まれていると思う。そのあたりについて事業者の方々、如何でしょうか。

山田委員 水産の卸としては、魚の消費が減っているのは事実。「市民に親しまれる」ということをどういうことかと疑問に思いながら聞いていた。市場に入って来られて、食育をやっていることで、参加すれば市場の機能や魚のことを理解できるのか。年末に皆さん大勢が買い物に来ますが、豊洲もそうだし、どこの市場でもやっていること。市民が一番身近に感じられるのは、鮮度の良い他では買えないような品をどれだけ気楽に買えるのかというのが魅力に感じるころだと思う。ただ、南部市場は地方卸売市場で一般の人がいつでも自由に入るかもしれないが、北部市場は中央卸売市場という位置づけであり、一般の人がいつでも自由に入るということにはなっていない。

プロの買い出し人も減っており、一般の市民が自由に買い物できない仕組みの中で、今後どうしていくかということで、昨年来、2カ月に1回、市場開放ということで水産のイベントを開いている。ただ、それも広報があまり上手くいかず、一回のイベントで精々100人くらいしか集められていない。人集めのために、イベントの中で無料で魚を提供したりすると、仲卸に買いに行く人たちがイベントの方に流れてしまい、仲卸から「売れない」という苦情があったりする。「親しまれる市場」という考え方が、どこまで一般としてフリーに買い物できるか、食育イベントもどれだけ開催するか、そのあたりから考えていかないといけない。以前、宮前区民祭を北部市場で開催していたときは、人がどんどん入ってきて、市場の威勢の良さを見せられていたが、ここ何年間はそういったイベントも分離した状態になっている。また一般開放のイベントもあまりパツとしない状態。横浜では月に1回、一般開放を行っているが、北部市場では2カ月に1回で足りないのかなとも思っている。

仲卸からすると業者向けと一般向けとで売り方が当然違ってくる訳だが、そのあたりの違いを認識すれば、もっと自由にしていった方が、新しいチャンスも増えてくるのではないかとも思っている。市場のあり方を考えていく上で、一般の人にも買い物できるような機会をどうつくっていくか考えていく必要がある。

高柳会長 そのあたりが重要であり、見るだけなら先細りになっていくので、恒常的に買い物する人をどう増やしていくか。それが卸売市場といえるかは分からないが、新たな流通のタイプ・ビジネスとしていければ、市民のためにも業者のためにもなるのではないか。

山田委員 将来的には土曜日に毎週開放できるようにすれば足も運びやすい気はする。先ほどの交通の便の話としては、以前はたまプラーザ駅から北部市場まで無料の送迎バスがあったが今はないので、そういうものがあれば、来ていただけるのかなとも思う。

中川副会長 卸としては、市場としてB to B取引をやっていくのはもう難しいか。

山田委員 自由化を前提に考えると、それだけ(B to Bだけ)では厳しいと感じる。

中川副会長 仲卸のマーケティング力が弱く、待ちの商売になってしまっている。だから、市に、ふれあいデーをつかってB to C取引をやらせて、という話になっている。本来的には筋違いで、B to Bの場なので、そのための営業努力をしなければいけなかったが、ところがそれが出来なくなったというのは、もうB to Bが無理

なのかとも思う。卸の立場からすると、第三者販売も認められるので、外にどんどん出ていけるのでいくらでも商売が有りようと思うが、仲卸には無理なのか。

山田委員 仲卸としては、量販店がどんどん力をつけている中では、難しいかもしれない。例えば一つのスーパーに売り込むのに、以前は1社2社でスーパーに売り込んでいたが、今は7社8社も競合してコストを削りながら売っているような状態。そうするといくら外に（営業に）行けと言われても、お互いの首が締まるような取引が増えてしまい、かつ外に売り込めるだけの知識と行動力が従業員にない。これまで待ちの商売をしていたスタイルが定着してしまっており、外に売り込むことが難しい。

中川副会長 歴史的にB to BとB to Cを分けていたのは日本くらいなもの。海外の市場はB to BとB to Cが混在となっているのが主流。市場のあり方そのものをどうするか、法律に沿ってB to Bだけに特化するよりも、B to Cもあわせて築地みたいにオープンにした方が良いのかどうか。そのためには一般の流れと玄人の流れをどう仕分けするのか。でも、市場の設計がそうっていない。

高柳会長 なっていないから、今後の方向性として目指そうというのが、この経営プラン。

中川副会長 そういう風には見られなかった。

山田委員 買いに来るお客を見て、売る側の仲卸が、“この人はプロだから大量に買ってくれる”ということで、90円としていたものを、一般の人には100円で売る。物量に応じて販売出来るようになっていれば良いと思う。

中川副会長 でも、今やったら問題になる。客の差別をしていると。

山田委員 そのため、どうしていくか。

高柳会長 そのあたり、取引ルールの件と関わっているので、取引ルールの改正について基本的に自由化の方向だが、御意見等ありますか。

梶委員に伺いたいですが、卸売業者の自己買受けが自由化されることで、JAの立場としては如何でしょうか。

梶委員 現実としては経験値がないが、販路が拡大するということであれば、出荷者としてはより多くの物が販売できて良いことかと思う。

高柳会長 ありがとうございます。他に何か御意見等ありますか。

中川副会長 卸に伺いたいが、商物一致の原則が自由化になることについて、ビジネスチャンスとして受け止められるのかどうか。

佐藤委員 グループとして考えれば自由化の流れをやっているともいえるし、そうでないと品物の流れがとまったり、場所によって不足する品目などが出てくる。お客からの要望があれば、そういった物流の流れは自然と生まれる。

中川副会長 商物分離にそぐわないものを流すために卸売市場をチャンネルとして残して、商物分離にそぐうものを外で流しても良いということか。

佐藤委員 そういうことでしょう。

中川副会長 商流はシステム上で動き四次元にいくが、物流だけが三次元で動く話。これを北部市場として自由化としたときに、どういった市場になるのかが不安であり、期待でもあるところだが、卸としてどう見るのか。仲卸も産地から荷を引けるので、品揃えにもかなり大きな構造変化が起きるのではないかと思う。

佐藤委員 仲卸が産地から荷を引くことはあまり恐れていない。それは仲卸が欲しいところしか必要としないから。卸の取引は必要であろうがなかろうが、A品からC品まで何でも扱う。仲卸になると売り先が決まっているので、AかBしかいらないう、Cから下は扱わないと思う。では、荷主が取引するかというリスクを伴った取引になるので、卸と取引している方がコスト等の無駄が省けると思う。あとはどれだけ大きな仲卸なら産地と1シーズン取引できるかを考えると、荷主の方が外れるのではないか。

山田委員 例えば北海道の出荷者が北部市場に届けて、仲卸に流れることを考えると、仲卸が北海道から直接買うことは、あまり脅威に感じていない。今現実として、シェアが大きいわけではないが、北部市場の仲卸が豊洲市場から買っている場合もある。自由化によって、コストが低い良いものを、近隣の市場からどこからでも買えるといったことの方が、卸にとっての脅威になる。

また、物流を分離させると、今は北部市場に持ってきて、ここから他のところに運ばなければならないが、これが自由となると直接送れるようになりコストが浮く。そういうところは非常にメリットでもある。ただし、自由化で仲卸と同

等の立場になると、どちらかというデメリットの方が怖いと感じている。

北部市場について、他市場より良いものが来ているかという点でもなく、豊洲というブランド力で周辺市場に送り込んでいくことも始まっていくと思う。その点では卸として、北海道・名古屋など別のチャネルをつくっていかなければいけないと思うが、身近なところでの脅威も感じている。

中川副会長 受発注システムがあれば、産地の段階で仕分けができるので、東京まで来ない。複数の市場にネットワークがあれば、産地で仕分けるのは、コスト削減のためにこれから当然になっていく。その中で、この北部市場にどれだけ品が回ってくるのか不安もある。

高柳会長 今仰ったような脅威もあるが、北部市場が自由化しないで規制を残す場合に、法律で原則的に自由化するという方向の中で、市場間競争で“規制があるのであれば”と他のところに行く可能性の方が高いかと思う。あえて規制を残しておく必要性はないのではないかと思う。原則自由化の方向性は避けられない。
他に何か御意見があれば。

佐藤委員 これからのスケジュールについて先ほど説明があったが、議会にあげるのは何月頃を予定しているか。

池田書記 今予定しているのは、9月議会にあげたいと思っている。

佐藤委員 計画の進捗管理について、開設運営協議会でと書かれているが、年に1回程度の会であり、早く情報を聞きたいので場をもっと設けてもらいたい。

増田幹事 年に1回と限定しているわけではなく、必要に応じて開催をしているので、御意見を踏まえて対応したい。

山田委員 資料1の中に、「北部市場は、使用料及び手数料では歳出を賄えない財務構造」と記載があるが、将来の整備計画を含めて、皆がどこまで分かっているのか。賄えない構造なのに、具体的なところを分からずに議論をして賄える構造にどう変わるのか。具体的にいくら赤字なのか言うべきかは別だが、そのあたりの情報の提示は必要だと思う。

鈴木書記 今までもプランの中で、こういう財政構造とは書いていたと思うが、ここまであからさまには書いていなかった。そういう点では山田委員が仰られたようにきちんとこういう状況も明らかにしたうえで、どう打開するかという方策を考

えなければいけない時期にきている。そのため、プランを作り直して、場内業者と一体となって取り組んでいきたいと思いますという姿勢で書いています。具体的に言いますと、市の予算で18億円くらいとなっており、使用料等で場内業者さんから貰っているのが8億円くらいしかないという財政状況です。その中で財政状況をどう改善して維持していくか、場内の皆さんと情報共有しながら進めていきたいと思っています。

佐藤委員 一年間これだけ払っているのにどこで赤字になっているか知りたいところ。この場でということだけでなく、財布の中身なので場内業者にも知らせて欲しい。

中川副会長 そもそも使用料は不動産相場で計算しているわけでも無く、外の基準とズレがある。それでも社会的な意義があって、市の一般財源を繰り出しても残す意義があった。ところが市の財源を繰り出していると、胸を張って説明できる状況でもなくなってきた。一方で、中の不動産評価の仕方が外と全く違うので、実際には外と比べれば全然違うと思う。

佐藤委員 それを仰られると。ただ、市場というのはどこも厳しい状況にあると思う。

山田委員 使用料として、売上高割使用料という考え方はすぐわない。面積割だけにするのか。

高柳会長 別の機会にまた細かく議論できればと思います。時間を大分超過してしまい申し訳ありません。それでは、大分貴重な御意見をいただきましたが、改訂卸売市場経営プラン素案について御承認いただくということで宜しいでしょうか。

委員 はい。

高柳会長 ありがとうございます。それでは進行を事務局にお返しします。

鈴木書記 高柳会長、ありがとうございました。皆さま、本日は貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。また、本協議会の委員は2年を任期として就任いただいております、今回の会議で今期は終了となります。2年間の間、いろいろと御意見をいただきまして、ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、川崎市中央卸売市場開設運営協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

以上